

体外受精・顕微授精の治療ステージ及び男性不妊治療の助成対象範囲

○体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

助成対象範囲	治療内容	採卵まで			採精 (夫)	受精 (前培養・媒精 (顕微授精)・培養)	胚移植					妊娠の有無の確認 (胚移植の概ね2週間後)	
		薬品投与 (点鼻薬) (自然周期で行う場合もあり)	薬品投与 (注射) (自然周期で行う場合もあり)	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植			
							胚移植	黄体期補充療法		薬品投与 (自然周期で行う場合もあり)	胚移植		黄体期補充療法
	平均所要日数	14	10	1	1	2~5	1	10		7~10	1	10	1
助成対象	A	新鮮胚移植を実施											
	B	凍結胚移植を実施											
	C	以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施											
	D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了											
	E	受精できず 又は胚の分割停止、変性、多精子受精等の異常受精等により中止											
	F	採卵したが、卵が得られない 又は状態のよい卵が得られないため中止											
対象外	G	卵胞が発育しない 又は排卵終了のため中止											
	H	採卵準備中に体調不良等により治療中止											

- ・ Bは、採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を行った場合です。(採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために間隔をあげた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療)
- ・ Fは、採卵したが卵が得られない又は状態のよい卵は得られないため中止した場合です。
- ・ G及びHの採卵に至らない場合(女性への侵襲的治療のないもの)は、対象外です。

○男性不妊治療の助成対象範囲 ※上表のCの治療を除く

生殖補助医療に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取する手術(精子凍結を含む)です。(生殖補助医療の治療終了日の属する年度又はその前年度に行われた手術が対象。)

- ・ 精巣内精子回収法 (TESE (C-TESE、M-TESE))
- ・ 精巣上体精子吸引法 (MESA)
- ・ 精巣内精子吸引法 (TESA)
- ・ 経皮的精巣上体精子吸引法 (PESA) など

■対象外となるもの

- ・ 卵胞が発育しない等により卵子採取以前に治療を中止した場合は対象外です。
- ・ 予防接種やがん検診、治療開始前や生殖補助医療に関わらない検査料、証明書等文書作成料、郵送料、凍結された精子・卵子・受精胚の管理料や保管料、治療に係る入院費・食事代、男性不妊治療以外の夫の治療費などは対象外です。
- ・ 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による治療及び代理懐胎によるものは対象外です。